

なくそう！望まない受動喫煙



令和2年4月1日から、原則、屋内禁煙が義務づけられます。



健康増進法の一部改正に伴い、複数（2人以上）の人が利用する施設等については、施設管理者の責任において受動喫煙防止対策が義務付けられます。令和2年4月1日からは、飲食店や宿泊施設、事務所、工場、スーパーマーケット、地域の集会所など、多くの施設が原則として屋内禁煙となります。

保健現場 レポート

福祉保健課

主任保健師

長谷川 照子

373

健康増進法の一部改正概要（施設の受動喫煙防止対策について）

第一種施設

病院・学校など

病院、学校、児童福祉施設、
行政機関の庁舎、バス など

令和元年7月1日から

「敷地内禁煙」

※屋外に喫煙場所を設置可能

第二種施設

飲食店・事務所・工場など

飲食店、宿泊施設、事務所、工場、集会所、スーパー
マーケット、鉄道など 第一種施設以外のすべての施設

令和2年4月1日から

「屋内禁煙」

※建物内に国の定める基準を満たした喫煙専用室等は設置可能
※既存の小規模な飲食店については経過措置あり

【小規模飲食店の経過措置について】

- ① 令和2年4月1日時点で営業している
- ② 資本金または出資の総額5,000万円以下
- ③ 客席面積が100m²以下

①～③すべてに
あてはまる場合



店内での喫煙可（以下の条件付）

- ・20歳未満は立ち入り禁止
- ・標識掲示が必要
- ・保健所への届出が必要

※禁煙化する場合はこれらの対応は不要

<具体的にはどのようなルールになるの？>



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

関連Webサイト 以下のWebサイトにて、受動喫煙防止に関する情報が公表されています。

とりネット 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/>

その他、受動喫煙防止対策に関する内容や、各施設における受動喫煙防止対策等については、県庁健康政策課または保健所へお問合せ下さい。

問合せ先	所在地	連絡先
鳥取県庁 健康政策課	鳥取市東町1丁目220	0857-26-7769
鳥取県西部総合事務所福祉保健局（米子保健所）	米子市東福原1丁目1-45	0859-31-9319

